

公害等調整委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 21 年度事後評価書）」（平成 21 年 8 月 28 日付け公調委第 111 号による送付分）における実績評価方式による 2 件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

3 審査の結果

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 21 年度事後評価書）」における実績評価方式による 2 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	公害紛争の処理	○	① 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る。 ② 多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う。 ③ 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る。	8	公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	—	—
					公害紛争事件の処理の計画性及び期間	—	—
					公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況	新規調査研究の実施1件	○
					都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況	—	—
					公害紛争の処理に係る会議等の実施状況	—	—
					地方公共団体における公害苦情の処理状況	—	—
					公害苦情処理に係る会議等の開催状況	—	—
					公害苦情相談研究会における参加者の理解度等 (参考度、理解度)	(参考度) 80% (理解度) 80%	○
2	土地利用の調整	—	① 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る。 ② 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。	4	鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	—	—
					鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	—	—
					不服裁定事件の処理の計画性及び期間	—	—
					土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	—	—
合計	2政策	○=1		12 (注2)		○=2	

- (注) 1 公害等調整委員会の「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成21年度事後評価書）」を基に当省が作成した。
- 2 これら12指標のほか、「定員の削減」、「会議の統合」、「機関誌の発行部数の縮減」など、同委員会における業務の効率化の取組に係る指標を設定している。
- 3 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	公害等調整委員会の「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 21 年度事後評価書）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の記載項目「対象政策」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の記載項目「政策の目標」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。